

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 10 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 課
東京消防庁・政令指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

蛍光ランプ交換に関する安全啓発リーフレットの送付について

令和 5 年 10 月 30 日から 11 月 3 日にかけて開催された COP5（水銀に関する水俣条約第 5 回締約国会議）において、令和 9 年 12 月末までにすべての一般照明用蛍光ランプの製造・輸出入を禁止することが決定され、日本国内においても同様の対応が取られることとなります。

これに伴い、一般照明用蛍光ランプの代替品として交換用の LED ランプが流通・販売されるようになってきていますが、一般社団法人日本照明工業会において、既設の照明器具との組み合わせが不適切である場合、発煙、発火及びランプの落下等の重大事故につながるおそれがあるため、別添のとおり注意喚起がなされています。

つきましては、各消防本部においても、火災予防のイベント等の機会を捉え、別添のリーフレット等を活用し、注意喚起を実施いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

詳しくは、以下の URL より一般社団法人日本照明工業会公式ホームページを御参照ください。

<https://www.jlma.or.jp/anzen/chui/index.htm>

（問合せ先）

消防庁予防課予防係

担当：泉 村松

電話：03-5253-7523

E-mail：j.muramatsu@soumu.go.jp